休眠預金活用における適切かつ確実な執行にあたっての措置（イメージ）

資料２－１

指定活用団体

（内閣総理大臣が指定する一般財団法人）

※刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされる(法 25 条)

- ✓ 資金分配団体の選定
- ✓ 事業計画の策定
- ✓ 助成･貸付
- ✓ 資金分配団体の監督
- ✓ 事業報告とりまとめ など

評議員会
↓ 選任･解任 ↓
理事会 ← 監査 ← 監事（会計監査人）
理事会 → 選任･解任 → 代表理事
代表理事 → 報告 → 理事会
代表理事 ⋯ 業務執行 ⋯ 理事会
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で規定）

適切な業務の実施に必要な体制を整備する※2、3

助成･貸付 →

監督※5 → 法 22 条 3 項

事業報告 ←

利益相反行為に留意※1 ↔

資金分配団体

公募により決定
法 22 条 5 項

- ✓ 民間公益活動を行う団体の選定
- ✓ 助成･貸付･出資
- ✓ 民間公益活動を行う団体の監督 など

適切な業務の実施に必要な体制整備する※3

助成･貸付･出資 →

監督※5 → 法 22 条 4 項

事業報告 ←

利益相反行為に留意※1 ↔

利益相反行為に留意※1

民間公益活動を行う団体

公募により決定
法 22 条 5 項

- ✓ 事業の実施

法 26 条 1 項　事業計画の申請･認可

法 31 条　監督

事業報告

法 44 条 1 項　立入検査（必要に応じ）

法 35 条 2 項 6 号　監視

利益相反行為に留意※1

利益相反行為に留意※1

内閣府

- ✓ **基本方針**･基本計画策定
- ✓ 指定活用団体の指定
- ✓ 業務規程の認可
- ✓ 事業計画の認可
- ✓ 指定活用団体の監督　など

諮問･答申 ↔

法 26 条 4 項

審議会

（委員は内閣総理大臣が任命）

- ✓ **基本方針**、基本計画の審議
- ✓ 事業計画の審議

諮問･答申 ↓

部会※4

（委員は審議会会長が任命）

- ✓ 業務の実施状況の監視

＜利益相反行為の防止＞

※1　利害関係のある団体との利益相反行為の防止について、基本方針に明記することを想定。

＜コンプライアンスの徹底＞

※2　コンプライアンスの徹底について、基本方針に明記することを想定。

＜ガバナンスの強化（透明性の確保）＞

※3　事業の適正な実施及び事業の透明性の確保を図るため、指定活用団体、資金分配団体においてガバナンス体制の強化のための必要な体制を整備することを想定。

＜指定活用団体等の業務の適切な執行＞

※4　業務の適切かつ確実な実施を確保するため、審議会に部会を設置することを想定。

※5　適切な事業の実施を確保できなかった場合、助成金等の返還請求や応募資格の制限等を行うなどの措置を講じること等について、基本方針に明記することを想定。